

福祉用具購入費支給申請に関するお願い

新宿区福祉部介護保険課給付係

【基本方針】

特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（介護保険法第 8 条第 1 3 項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

（基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 207 条）

1 平成 30 年 8 月からの申請書様式変更について

- ・購入日の要介護度、認定有効期間、負担割合の記入欄を追加しました。
- ・福祉用具サービス計画書写しの添付をお願いします。

福祉用具サービス計画に、利用者の心身の状況、ADL、疾病等の選定する要因となった事由の記載がない場合は、申請書の「福祉用具が必要な理由」にご記入願います。

なお、福祉用具サービス計画に、必ず記載する事項について、以下の厚生労働省の QA を参考にしてください。

Q. 福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

A. 指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。

これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

（H24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報 Vol.267

「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A(Vol.1)（平成 24 年 3 月 16 日）の送付について」

※新様式の申請書は新宿区ホームページからダウンロードしてお使いください。（8 月 1 日より）

（新宿区 HP > くらし > 介護保険 > 資料・リンク集・申請書の印刷 > 申請書の印刷）

2 申請時の注意

○領収証の不整合

申請書に記載されている氏名、品名、金額等と、領収証に記載されているものと相違が見受けられますので、領収証の記載についてご確認ください。

領収証には、品名・メーカー・型式等を記載してください。

○「購入日」の記載に関する不備

※申請書の「購入日」は領収証の日付（領収日）を記載してください。領収証発行日ではありません。

「購入日」（＝領収証の日付）が支給限度額管理期間や負担割合、時効等の基準日になります。

○同一種目の商品購入について

同一種目の用具の購入は原則不可です。ただし、用途又は機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合等には例外がありますので、事前に介護保険課までご相談ください。

※事前に相談を受けた際は、下記のとおり同一種目が必要になった理由を伺います。

- ・破損・・・適正に使用した上でどこがどのように破損し修理や使用することができない状態になったのか。破損状態の写真を添付する。
- ・介護の必要の程度が著しく高くなった・・・ADL のどのような変化により新たな用具が必要になったのか。
- ・その他特別の事情・・・例えば、浴槽の内外に浴槽台が必要な場合は、住宅改修やすのこ等他の代替方法より合理的な場合に限る。

※カビが生えた・単に新品が欲しい等の理由では、購入不可です。

※購入可の場合には、申請書の「福祉用具が必要な理由」に、その理由を記載してください。

○すのこ等オーダー品の購入

※すのこの購入の際は別途、次の書類が必要です。

- ・すのこの設置前後の写真（段差の解消の場合は、目盛りが分かるようにスケールを当ててください。）
- ・見積書（規格、値段が明瞭に把握できるもの。）

※すのこ以外でも既製品ではなく、加工等が伴う用具については、すのこと同様に写真・見積書が必要です。

○納品後に被保険者が死亡した場合の申請について

相続人代表者による申請が可能です。

※相続人申請の場合、申請者欄（太枠内）に相続人の事項を記載してください。

※相続人申請の際は、別途次の書類が必要です。

- ・相続人代表者指定届
- ・戸籍謄本等（続柄で相続人であることが確認できるもの）（注）

（注）死亡時、被保険者と相続人代表者が新宿区民で、住民票上同一世帯の場合は不要です。

同じ世帯でも、相続人になれない方もいます。（例えば子の配偶者・内縁の夫または妻等）

○誤字等の訂正

※申請者欄（太枠内）は本人が記載する欄です。申請者欄（太枠内）を誤字等により訂正する場合は、本人の訂正印が必要となります。捨印があれば、区で訂正可能です。